

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年10月1日（令和6年（行個）諮問第166号）

答申日：令和7年11月14日（令和7年度（行個）答申第128号）

事件名：本人に係る期間業務職員等人物試験判定表等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる3文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年5月17日付け香労発総0517第1号により香川労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

私が令和6年特定月日に香川労働局雇用環境・均等室が募集した「特定労働基準監督署総合労働相談員」の面接に当たり、採用選考判断が分かる書類を要求致しましたが、納得がいきませんので、審査請求を致します。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和6年4月22日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）に係る開示請求をした。

(2) これに対して、処分庁が、令和6年5月17日付け香労発総0517第1号により一部開示決定（原処分）をしたところ、審査請求人はこれを不服として、同年6月30日付け（同年7月3日受付）で本件審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報が記載された行政文書は、別紙の2に掲げる3文書である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法78条1項2号該当性について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の①及び文書番号3の②の不開示部分には、審査請求人以外の特定の個人の氏名及び年齢が記載されており、当該部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるから、法78条1項2号に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ 法78条1項7号へ該当性について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の③の不開示部分には、労働局職員が記入した評定や判定などの内容等が記載されている。これらの情報は、開示することにより、労働局が行う人物試験の選定の公正性を阻害する弊害が生じるなど、総合労働相談員採用に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法78条1項7号へに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の「4 審査請求の趣旨及び理由」において、「採用選考の判断が分からないことに納得がいかないから」などと開示を求める理由を記載しているが（上記第2の2）、上記（2）で述べたとおり、法78条1項各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、本件保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分は妥当であるため、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| ① 令和6年10月1日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同月18日 | 審議 |
| ④ 令和7年10月27日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ 同年11月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法78条1項2号及び7号へに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 通番1の不開示部分は、特定月日付け総合労働相談員採用面接受験者一覧の一部であり、審査請求人以外の受験者の氏名及び年齢が記載されている。また、通番2の不開示部分は、期間業務職員等人物試験判定表及び期間業務職員等経歴評定判定表の一部であり、審査請求人以外の受験者の氏名が記載されている。

当該部分について、諮問庁は、法78条1項2号に該当する旨説明するが、当該部分は、審査請求人以外の特定の個人ごとに、それぞれ記載された特定の個人に係る情報であり、審査請求人を識別することができる情報を含むものとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められず、当該部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

- (2) 通番3の不開示部分は、期間業務職員等人物試験判定表及び期間業務職員等経歴評定判定表の一部であり、1名の主任試験官及び2名の試験官（以下「主任試験官等」という。）による審査請求人以外の受験者についての人物試験の判定及び総合判定並びに経歴評定の判定及び総合判定が記載されていることが認められる。

当該部分について、諮問庁は、法78条1項7号へに該当する旨説明するが、当該部分は、審査請求人以外の特定の個人ごとに、それぞれ記載された特定の個人に係る情報であり、審査請求人を識別することができる情報を含むものとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められず、当該部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

- (3) 通番5の不開示部分は、審査請求人について作成された期間業務職員等人物試験評定票の一部であり、主任試験官等による各評定項目に関する評定及び評定結果を総合した判定並びに試験官記録・意見が記載されていることが認められる。また、主任試験官の評定票においては、加え

て主任試験官意見及び総合判定が記載されていることが認められる。

通番6の不開示部分は、審査請求人について作成された期間業務職員等経歴評定票の一部であり、主任試験官等による職務経歴を総合した判定及び試験官記録・意見が記載されていることが認められる。また、主任試験官の評定票においては、加えて主任試験官意見及び判定が記載されていることが認められる。

通番4の不開示部分は、期間業務職員等人物試験判定表及び期間業務職員等経歴評定判定表の一部であり、主任試験官等による審査請求人についての人物試験の判定及び総合判定並びに経歴評定の判定及び総合判定が、審査請求人について作成された期間業務職員等人物試験評定票及び期間業務職員等経歴評定票に基づき、記載されていることが認められる。

通番4ないし通番6の不開示部分は、これを開示すると、応募者からの質問、照会、苦情等の件数が増加するおそれがあり、応募者との無用な摩擦を避けるため、率直な記載をちゅうちょするなど、公正な採用の実施に支障を及ぼすおそれがある等、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号へに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項2号及び7号へに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同号へに該当すると認められるので、同項2号について判断するまでもなく、不開示としたことは結論において妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

- 1 本件請求保有個人情報（以下の文書に記録された保有個人情報）
令和6年特定月日に香川労働局雇用環境・均等室が募集した特定労働基準監督署総合労働相談員に応募した審査請求人の採用選考判断が分かる書類
- 2 本件対象保有個人情報が記録された文書
 - （1）総合労働相談員採用に係る求人票
 - （2）特定月日付け総合労働相談員採用面接受験者一覧
 - （3）期間業務職員等人物試験判定表及び添付資料

別 表

1 文書 番号	2 文書名	頁	整理 番号	3 不開示部分	4 法 7 8 条 1 項 各 号 該当性	5 通 番
1	総合労働 相談員採用に 係る求人票	1 及び 2	—	なし	—	—
2	特定月日 付け総合 労働度相 談員採用 面接受験 者一覧	3	①	3 頁目表の中央列及び右から 2 番目の列の 2 段 目ないし 7 段目	2 号	1
3	期間業務 職員等 人物試験 判定表 及び 添付資料	4 ない し 11 1	②	4 頁目及び 8 頁目の表の最左列の上から 3 段 目ないし 8 段目		2
			③	4 頁目及び 8 頁目の表の ・ 左から 2 列目の上から 2 段目ないし 7 段目 ・ 左から 3 列目の上から 2 段目ないし 7 段目 ・ 中央列の上から 2 段目ないし 7 段目 ・ 最右列の上から 2 段目ないし 7 段目	7 号へ	3
				4 頁目及び 8 頁目の表の ・ 左から 2 列目の最下段 ・ 左から 3 列目の最下段 ・ 中央列の最下段 ・ 最右列の最下段	7 号へ	4
				5 頁目下表の ・ 「協調性」 行の「評価」 欄の「記録」 の右 記載部分 ・ 「積極性」 行の「評価」 欄の「記録」 の右 記載部分 ・ 「表現力」 行の「評価」 欄の「記録」 の右 記載部分	7 号へ	5

			・「態度」行の「評定」欄の「記録」の右記載部分 ・「試験官記録・意見」欄記載部分 ・「判定」欄記載部分 ・「主任試験官意見」欄記載部分 ・「総合判定」欄記載部分 6 頁目及び 7 頁目下表の ・「協調性」行の「評定」欄の「記録」の右記載部分 ・「積極性」行の「評定」欄の「記録」の右記載部分 ・「表現力」行の「評定」欄の「記録」の右記載部分 ・「態度」行の「評定」欄の「記録」の右記載部分 ・「試験官記録・意見」欄記載部分 ・「判定」欄記載部分		
			9 頁目の表の ・「試験官記録・意見」欄記載部分 ・上部「判定」欄記載部分 ・「主任試験官意見」欄記載部分 ・下部「判定」欄記載部分 10 頁目及び 11 頁目の表の ・「試験官記録・意見」欄記載部分 ・上部「判定」欄記載部分	7 号へ	6

(注) 当表は、理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。